

庁名 高松家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

10	申立ての種類	郵便料										予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合											
		500円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
成年後見 制度に関する 審判	後見開始	5				15	5			20	4450円		
	保佐開始	7				15	5			20	5450円		
	補助開始	7				15	5			20	5450円		
	任意後見監督人選任	3				15	5			20	3450円		
	成年後見人(保佐人、補助人)選任	3				15	5			20	3450円		
	成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人)選任	3				15	5			20	3450円		
	成年後見人(保佐人、補助人)辞任許可	3				15	5			20	3450円	権限分掌がなされているときは、500円2枚追加	
	成年被後見人(被保佐人、被補助人)の居住用不動産処分許可				1						110円		
	特別代理人選任(被後見人のための)				5						550円		
	臨時保佐人選任				5						550円		
臨時補助人選任				5						550円			
成年後見人(保佐人、補助人)の報酬付与				1						110円			
成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託	2				4					1440円	※囑託先が複数の場合は、囑託先が増えるごとに110円加算		
成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託取消し・変更					2					220円	※回送を受けている成年後見人以外が申立てをする場合は1220円加算 ※成年後見人が複数の場合は、成年後見人が1人増えるごとに1220円加算 ※囑託先が複数の場合は、囑託先が増えるごとに110円加算		
成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可					1					110円			
行方不明者に関する 審判	不在者財産管理人選任			2	15					5	1980円		
	不在者の財産管理人の権限外行為許可				1						110円		
	失踪宣告	2			21					5	3360円		
親子に関する 審判	未成年後見人選任	4				20	5			15	4400円		
	未成年後見監督人選任	4				20	5			15	4400円		
	子の氏の変更許可				1						110円		
	養子縁組許可				10						1100円		
	死後継縁許可	2			6						1660円		
	特別養子適格の確認	8			16						5760円		
	特別養子縁組の成立	4			12						3320円		
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)				10						1100円		
親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2	1		10		1			6	2390円			
相続に関する 審判	相続の放棄の申述				1						110円		
	相続の限定承認の申述				2						220円	申述人が1名追加されるごとに、110円切手2枚追加	
	相続の承認又は放棄の期間の伸長				1						110円		
	相続財産清算人の選任		2		10						1460円		
	特別縁故者に対する相続財産分与	4		1	13						3570円		
	遺言書の検認				1						110円	当事者が1名追加されるごとに、110円切手1枚追加	
	遺言執行者の選任				5						550円		
	遺留分放棄の許可				5						550円		
遺留分の算定に係る合意の許可	2			6						1660円	推定相続人が1名追加されるごとに、次の郵便切手を追加 〈内訳〉 500円×2 110円×6		
保護者選任に関する 審判	保護者選任				5						550円		
	保護者の順位の変更及び選任				5						550円		
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可	2			4						1440円		
	氏の振り仮名の変更許可	2			4						1440円		
	名の変更許可	2			4						1440円		
	名の振り仮名の変更許可	2			4						1440円		
	戸籍訂正許可	2			4						1440円		
	性別の取扱いの変更	2			11						2210円		
	就籍許可	2			11						2210円		
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4	1		12		1			6	3610円		
調停事件	調停事件(遺産分割以外)		1		8		1			6	1170円	当事者が1名追加されるごとに、次の郵便切手を追加 〈内訳〉 10円×6 50円×1 110円×4 180円×1	
	調停事件(遺産分割)		1		8		1			6	1170円		

10	申立ての種類	郵便料										予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合											
		500円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
人事訴訟	人事訴訟	8			25				10	10	7050円		当事者が1名追加されるごとに、次の郵便切手を追加 (内訳) 110円×2 500円×2
その他手続	間接強制	4		1	12						3460円		
	即時抗告(告知すべき者が1名)	2			4				4	4	1560円		
	即時抗告(告知すべき者が2名)	4			15				10	10	3950円		当事者が1名追加されるごとに、次の郵便切手を追加 (内訳) 10円×5 20円×5 110円×5 500円×2
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	4		1	12						3460円		